

一時保護ガイドライン 概要

ガイドラインの目的

平成28年児童福祉法等改正法の公布と新しい社会的養育ビジョンの提示を受けて、一時保護は子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。

現状、一時保護について指摘されている問題の解決に向けて、実効ある見直しを進めることを目的とする。

一時保護の目的と性格

【一時保護の目的】

●子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図る。 ●子どもの心身の状況、置かれている環境、その他の状況を把握するため。

【子どもの権利擁護】

- 子どもの権利・制限される内容・権利が侵害されたときの解決方法に関して、子どもの年齢や理解に応じて説明を行う。
- 子供の意見が適切に表明されるような配慮が必要。

【一時保護の環境及び体制整備等】

- 適切な定員設定 ●委託一時保護の活用。 ●他の自治体が管轄する一時保護所との連携。 ●混合での支援を回避し、全ての子どもに適切な支援を行う。
- 開放的環境で子どもの安全確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの地域での生活を可能な限り保障するため、外出や通学について可能な限り認める。
- 原籍校への通学が可能となるよう、一時保護の場の地位分散化を進める。
- 施設への一時保護委託については、措置により入所している子どもと混在しないよう配慮する必要があるため、施設保護定員枠を別で確保する。

一時保護所の運営

【運営の基本的な考え方】

- 家庭的環境等の中で束縛感を与えず、子どもの権利が尊重され、安心して生活できるような体制を保つよう留意する。
- 子どもが落ち着いて生活できるための施設・設備・日常生活の過ごし方や活動内容を工夫する。
- 原則として個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行う。 ●子どものニーズに応じて治療的ケアを提供する。

委託一時保護

【委託一時保護の考え方】

- 乳幼児の一時保護については、子どもの状況に応じて里親への委託を検討する。
- 緊急保護のため、委託先の里親が即座に見つからない場合や、よりきめ細やかなアセスメントが必要な場合は施設への委託を検討する。
- 以下の場合は、子どもを警察署・医療機関・児童福祉施設・里親その他適当な者（児童委員・その子どもが通っている保育所の保育士、学校の教員など）に一時保護委託することが出来る。

夜間に発生した事例・乳児、生活習慣が自立していない幼児・自傷や他害の恐れがある場合・一時保護後により専門的な機関において対応することが見込まれる場合・連続性を保障することが必要な場合・一時的な支援により子どもの問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合